

敬老会事業の見直し（案）について

敬老会事業とは

敬老会事業は、多年にわたり地域社会の進展につくされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福することを目的に、各地区または町内会等が実施団体として祝賀会を開催し、その経費の一部を市が負担しているものです。

事業見直しの背景

少子高齢化が進み、敬老会事業の対象となる77歳以上の高齢者が今後ますます増加していく中、敬老会を実施する各地区の実施団体の役員の担い手不足、会場確保の難しさ、準備の負担や祝賀行事欠席者への記念品配付の負担等の問題から、これまでどおり事業を実施していくことが困難となっている地区もあることや、市負担金の増加や敬老会の財源となっている基金の減少などの課題があることから、今後の敬老会事業の在り方を検討しているものです。

見直し（案）

項目	現行	見直し案
対象年齢	77歳以上	変更なし
市負担額の基準	○敬老会対象者数×1,000円	○祝金 77歳の対象者数×5,000円 ○敬老会（祝賀行事）開催補助金 敬老会出席実人数×2,000円
市負担額の対象経費	○敬老会の開催に要する経費 敬老会に出席できない方に対する記念品の配付や敬老会を開催せず、記念品の配付のみを行う場合についても対象	○祝金 77歳に到達する方に対する祝金（民生委員児童委員の協力で贈呈） ○実施団体に対する補助金 敬老会の開催に要する経費（地区開催分のみ） ○敬老会欠席者等に対する記念品の配付は補助対象外
その他		敬老会（祝賀行事）の開催において、地域での交流、高齢者の健康・生きがいづくり等、地域の活性化につながる取組を合わせて実施する場合に補助金を加算

見直しの内容と考え方

見直しの内容	見直しに当たっての考え方
○77歳を対象に祝金を贈呈（5,000円/1人）	○市内全域で公平な対応 ○市として敬老のお祝いと高齢者への感謝の意を示す。
○祝賀行事を開催する地区に補助（施設は対象外） ○敬老会出席者数に応じた開催補助金（2,000円/1人） ○敬老会欠席者等に対する記念品配付は補助対象外	○敬老会事業の取組を通じて「地域のつながりの維持」「地域力の向上」を図るため、地区開催分のみ補助する。 ○実施団体の負担軽減のため、欠席者への記念品配付を廃止 ○施設については各施設のイベントとして開催をお願いし、市費負担を廃止 ○祝賀行事出席数に応じた補助金とすることで、市費負担を抑制
○地域での交流、高齢者の健康・生きがいづくり等地域の活性化につながる取組に補助金を加算	○祝賀行事は地域の実情に応じた独自の形式を補助対象とする。

祝賀行事開催加算金の設定

内容	祝賀行事において次の①から③までのいずれかを実施した場合、参加者数に応じた段階ごとの額を加算する。			
加算対象内容	①地域交流・世代間交流に関するもの ②高齢者の健康増進に関するもの ③高齢者の生きがいづくりに関するもの	・園児・児童等による歌、遊戯等地域住民を対象としたイベント 等 ・介護予防研修会・講話、出前講座、軽体操 等 ・高齢者の趣味を生かした作品展示及び芸能発表 等		
祝賀行事参加人数に応じた加算額	50人以下	5,000円	51人～100人	10,000円
	101人～200人	20,000円	201人～300人	30,000円
	301人～400人	40,000円	401人以上	50,000円

祝金（5,000円/1人）に加え、祝賀行事開催団体に対しては、開催補助金（2,000円/1人）を参加人数に応じて支出する。さらに、祝賀行事において加算対象事業の実施団体には、祝賀行事の参加人数に応じた加算額を支給する。